

平成十一年自治省令第二号

在外選挙執行規則

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七...

目次

- 第一章 在外選挙人名簿(第一条―第三条)
第二章 在外選挙人名簿の登録等(第四条―第十五条の二)
第三章 在外投票(第十五条の三―第二十六条)

第一章 在外選挙人名簿

第一条 在外選挙人名簿(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)以下「法」という。)

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七...

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七...

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七...

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七...

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七...

までの規定は、在外選挙人名簿について準用す...

2 前項において準用する公職選挙法施行規則第...

3 法第三十条の十二において準用する法第...

2 在外選挙人名簿登録申請書の様式等
(在外選挙人名簿登録申請書の様式等)

2 在外選挙人名簿登録申請者は、法第三十条の...

6 第四項に規定する在外選挙人名簿は、法第六十五...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者が、令第二十三条...

3 前項の規定により在外選挙人名簿登録申請者...

5 令第二十三条の三第一項第一号に規定する...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

2 在外選挙人名簿登録申請者がやむを得ない理...

認められる特別の事情がある場合においては、...

6 令第二十三条の三第一項に規定する総務...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

2 令第二十三条の三第二項の規定による届出...

る場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三第二項第四号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十条又は第一百七十二条の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第八十条又は第一百十条の規定による届出が領事官にされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第七条 令第二十三条の三第五項に規定する在外選挙人名簿登録申請者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿登録移転申請書の様式等）

第七条の二 法第三十条の五第四項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）は、別記第四号様式の三に準じて作成しなければならない。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、投票用紙等を国外における住所以外の送付先において受け取るうとする場合には、在外選挙人名簿登録移転申請書に当該住所以外の送付先を記載することができ。

（受任者を通じて行う旅券等の提示）

第七条の三 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める者は、在外選挙人名簿登録移転申請者から委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者が、令第二十三条の三の二第一項の規定により受任者を通じて次条に定める書類を提示しようとする場合において、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が署名をした別記第五号様式の三による申出書を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 令第二十三条の三の二第一項の規定により在外選挙人名簿登録移転申請者の次次に定める書類を提示した受任者は、市町村の選挙管理委員会に対して、国又は地方公共団体が交付した書類であつて当該者の写真を貼り付けてある書類その他市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類を提示しなければならない。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請のときに提示する書類）

第七条の四 令第二十三条の三の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外選挙人名簿登録移転申請者がやむを得ない理由により前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一つのもの及びロに掲げる書類のいずれか一つのもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む）

ロ 日本国又は地方公共団体以外の者が交付した書類であつて、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてあるもの

（在外選挙人名簿登録移転申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第七条の五 令第二十三条の三の二第二項第二号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第二項の規定による届出書は、別記第四号様式の四に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第七条の六 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第二十三条の三の二第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるときとする。

一 令第二十三条の三の二第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を定めた旨の旅券法第十六条の規定による届出又は住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第二十三条の三の二第二項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法第六十六条、第七十条、第七十四条、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十条又は第一百七十二条の規定による届出がされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百条、第八十条又は第一百十条の規定による届出がされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見求める方法）

第七条の七 令第二十三条の五の二第一項の規定による国外における住所に関する意見の求めは、次条に規定する事項を市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である外務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法又は当該事項を記載した書類を送付する方法によつて行うものとする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者に係る通知事項）

第七条の八 令第二十三条の五の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、生年月日及び法第三十条の五第四項に規定する国外転出届に転出予定日として記載された日その他必要な事項とする。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見を述べる方法）

第七条の九 令第二十三条の五の二第二項に規定する外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、外務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法又は書類を送付する方法によつて行うものとする。

（在外選挙人証の記載事項等）

第八条 令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、選挙人の性別、在外選挙人証の交付番号及び衆議院小選挙区選出議員の選挙区とする。

2 選挙人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取るうとする場合においては、令第二十三条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外選挙人証は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人証の記載事項の変更等）

第九条 令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出書は、第一一条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第七号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定める記載事項は、住所以外の送付先とする。

3 令第二十三条の七第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該選挙人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該選挙人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在留地に記載する場合）は、当該選挙人に係る在留届（在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限り）が提出されているとき。

4 令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第八号様式に準じて調製しなければならない。

5 令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

(職権による在外選挙人証の記載事項の変更)
第十条 市町村の選挙管理委員会は、令第二十三条の第七項の規定において読み替えて準用する令第二十三条の第四項の規定による調査、法第三十条の十三第一項の規定による本籍地の市町村長からの通知又は同条第二項の規定において準用する法第二十九条第一項の規定による通報その他により、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外選挙人証の記載事項を変更しなければならないことを知った場合は、令第二十三条の第六項若しくは令第二十三条の第八項若しくは第十一項の規定により在外選挙人証を交付しようとするとき又は令第六十五条の十一第二項若しくは令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選挙人証に必要な記載をしようとするときに、職権で当該変更に係る事項の記載をすることができ。

十三条の第七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。

（帰国後の在外選挙人の在外選挙人証の再交付）
第十一条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（令第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十三条の八第一項各号のいずれかに該当する場合に、国内の住所を証するに足りる文書を添えて、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外選挙人証の再交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請に基づき在外選挙人証を再交付する場合においては、直接に、又は郵便等をもって、同項の規定による申請をした者に、当該在外選挙人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外選挙人証には、当該選挙人が帰国している旨を記載するものとする。

3 第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書は、別記第九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（職権による在外選挙人証の再交付）
第十二条 市町村の選挙管理委員会は、令第二十三条の八第一項第二号又は第三号に掲げる場合に該当すると認められる場合には、令第二十三条の七第六項の規定により在外選挙人証を交付しようとするとき又は令第六十五条の十一第二項若しくは令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第五十三条第一項の規定により在外選挙人証に必要な記載をしようとするときに、職権で在外選挙人証を再交付することができる。

（在外選挙人証等受渡簿の記載事項等）
第十三条 令第二十三条の十第一項に規定する領事官が在外選挙人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 在外選挙人名簿登録申請者 当該者の性別、申請の時（法第三十条の三第一項に規定する申請の時をいう。以下この号において同じ。）

じ。の国外における住所及びその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外選挙人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか当該申請の時におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十五条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外選挙人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

二 在外選挙人名簿登録移転申請者 当該者の性別、法第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証に記載された国外における住所及び最終住所地における在外選挙人名簿に属する旨その他在外選挙人名簿の登録に係る事務処理の明細

2 在外選挙人証等受渡簿は、別記第十号様式に準じて調製しなければならない。

（在外選挙人名簿の記載事項の修正に關し通知すべき事項）
第十四条 令第二十三条の十四第三項に規定する総務省令で定める事項は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

第十五条 令第二十三条の十七第一項の規定による在外選挙人証等受渡簿の抄本（次条において「在外選挙人証交付記録簿」という。）は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

第十五条の二 法第三十条の十四第二項に規定する総務省令で定める事項は、申出に係る選挙人の氏名とする。

2 法第三十条の十四第一項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第五号第一項各号に掲げるいずれかの書類を提示して、文書でしなければならない。

3 前項の文書は、別記第十一号様式の二に準じて作成しなければならない。

第三章 在外投票
（在外選挙人名簿の表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち選挙人名簿の表示を消除されたものであつて総務省令で定める者）

第十五条の三 令第六十五条の二に規定する総務省令で定めるものは、令第二十三条の十三第二

項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、令第十六条の規定により選挙人名簿の表示を消除された後に再び国外へ住所を移したものであつて同項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除されたもの以外のものとする。

（在外投票用投票用紙の様式）
第十六条 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院小選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五号第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その一によるものとする。

2 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五号第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その二によるものとする。

3 法第四十九条の二第二項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち衆議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五号第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その三に準じて調製しなければならない。

4 法第四十九条の二第一項に規定する在外投票に用いる投票用紙のうち参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、公職選挙法施行規則第五号第一項の規定にかかわらず、別記第十二号様式その四に準じて調製しなければならない。

（在外投票用封筒の記載）
第十六条の二 法第四十九条の二第一項第一号の規定により投票をしようとする選挙人は、令第六十五条の三第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合（次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。）において、投票用封筒の表面に当該選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第六十五条の三第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票である旨の表示をした投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

3 令第六十五条の四第三項又は第四項の規定により投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比

（在外選挙人証の再交付等）
第十一条 令第二十三条の八第一項第三号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第二十三条の七第六項の規定により在外選挙人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

二 在外選挙人証の投票用紙等の交付に関する記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

三 登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の名称又は衆議院小選挙区選出議員の選挙区の変更があつた場合

2 令第二十三条の八第一項の規定による在外選挙人証の再交付の申請書（令第二十三条の七第二項の規定による在外選挙人証の記載事項の変更の届出を令第二十三条の八第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。）及び令第二十三条の八第二項において準用する令第二十三条の七第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二

例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の第二項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第八十六条の第三項の規定による届出に係る名称若しくは略称を記載した者は、投票用封筒の表面に選挙人の在外選挙人証の交付番号及び登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第六十五条の第四第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十五条の十一第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した選挙人の氏名及び在外選挙人証の交付番号を記載しなければならない。

17 投票用封筒のの様式

第十七条 令第六十五条の第三項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その一によるものとする。

2 令第六十五条の第三項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十三号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その一によるものとする。

4 令第六十五条の十一第一項の規定による投票用封筒のうち衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙に用いるものは、別記第十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

(投票用紙等請求書の様式)

第十八条 令第六十五条の第三項及び第六十五条の十一第一項の規定による請求書の様式は、別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(点字投票である旨の表示)

第十九条 令第六十五条の第三項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選挙法施行規

則第七条に規定する様式に準ずるものでなければならない。

2 前項の表示は、投票用紙の表面(片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面)にしなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第二十条 令第六十五条の五第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第四十九条の第二項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類であつて、第五項第一号に掲げる書類(同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあつては、同項第二号のイに掲げる書類)とする。

2 法第四十九条の二第一項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第二十一条 令第六十五条の七第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)

第二十二条 令第六十五条の八第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第十七号様式に準じて調製しなければならない。

第二十三条 令第六十五条の十一第二項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 衆議院議員の総選挙 衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日の日から早い日

二 参議院議員の通常選挙 参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日

三 衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中

央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日

(投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の投票用封筒の記載)

第二十四条 在外公館の長は、令第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される令第六十四条第二項又は令第六十五条の十七第二項の規定により選挙人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第六十五条の第三項の規定により当該選挙人に対して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(在外投票に関する調書の様式)

第二十五条 令第六十五条の十九第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。

(在外選挙人の不在者投票に関する調書の様式)

第二十五条の二 令第六十一条第四項に規定する在外選挙人の不在者投票に関する調書は、別記第十八号様式その二に準じて調製しなければならない。

(指定在外選挙投票区等における投票録の様式)

第二十六条 法第三十条の三第二項に規定する指定在外選挙投票区における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その一に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その二に準じて調製しなければならない。

3 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

第四章 補則

(公職選挙法施行規則の適用)

第二十七条 在外選挙の執行に関し必要な事項については、この省令に定めるもののほか、公職選挙法施行規則の定めるところによる。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十二年五月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第三章の規定は、平成十二年五月一日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日を公示される又は同月一日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示された選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、適用しない。

附則 (平成十二年三月一日自治省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年九月一日自治省令第四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成十二年二月二七日自治省令第五六号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年二月三日総務省令第二八号)

この省令は、平成十五年二月三日から施行する。

附則 (平成一五年三月二八日総務省令第五五号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定によつて調製した選挙人名簿、選挙人名簿の抄本、郵便投票証明書交付申請書、郵便投票証

明書、郵便による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書及び郵便による不在者投票における投票用封筒並びに在外選挙人名簿、在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人名簿登録申請者の資格に関する意見書、在外選挙人証、在外選挙人証記載事項変更届出書、在外選挙人証記載事項変更届出に係る意見書、在外投票用封筒及び在外投票用の投票用紙等請求書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第一号様式、別記第二号様式、別記第十三号様式の四、別記第十三号様式の五、別記第十三号様式の六及び別記第十三号様式の七並びに在外選挙執行規則別記第一号様式、別記第四号様式、別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十四号様式及び別記第十五号様式にかかわらず、これらの届出書等を使用することを妨げない。

附則（平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号）抄

- この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。
- この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第四号様式の三の規定を除く。）及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三〇号）

- この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三一号）

- この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
- この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定（同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この

省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一〇月二七日総務省令第一二二号）抄

- この省令は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第二条中在外選挙執行規則第四条の二第二項、第五条第一項第二号イ及び第二項並びに第六条の改正規定、同条から第九条までの改正規定、同規則第七条から第九条までの改正規定、同規則第十一条第一項に一号を加える改正規定、同規則別記第四号様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに同規則別記第五号様式及び第六号様式から第十一号様式までの改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定 平成十九年一月一日
 - 第二条中在外選挙執行規則別記第三条を削ぐ改正規定並びに同規則別記第十五号様式及び第十七号様式の改正規定並びに附則第三項及び第七項の規定 平成十九年六月一日

附則（平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号）抄

- この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。
- この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則別記第四号様式の三の規定を除く。）及び在外選挙執行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三〇号）

- この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日総務省令第一三一号）

- この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。
- この省令による改正後の公職選挙法施行規則及び在外選挙執行規則の規定（同規則別記第一号様式、第五号様式、第六号様式及び第八号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、この

省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年一〇月三日総務省令第一四号）

- この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年五月二七日総務省令第六二号）

- この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、在外選挙執行規則第二十三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定（第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査に公示され又は告示された選挙までその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則（平成二九年五月三十一日総務省令第四一号）

- この省令は、公布の日から施行する。

省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第一二二号）

- この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年五月二三日総務省令第二九号）

- この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。
- 第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定及び第二条による改正後の在外選挙執行規則別記第十二号様式の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月三十一日総務省令第一二二号）

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月三十一日総務省令第一三三号) 抄

1 この省令は、令和元年六月一日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第一条による改正後の公職選挙法施行規則第十七条の四、別記第十三号様式の九、別記第十三号様式の九の二、別記第二十五号様式、別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を除く)は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年二月一〇日総務省令第六号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年二月十七日)から施行する。

第二条 (適用区分等)

2 第三条の規定による改正後の在外選挙執行規則(以下「新在外選挙執行規則」という。)別記第十五号様式の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される審査(第四項において「施行日以後の初回の審査」という。)の期日の告示の日(以下この項及び次項において「告示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用し、告示日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員又は参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日以後告示日の前日までの間にその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日以後告示日の前日までの間にその期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙においては、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書による請求を妨げない。

4 施行日以後の初回の審査の期日の告示の際、第三条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第十五号様式その二に準じて作成された請求書がある場合には、新在外選挙執行規則別記第十五号様式その二の規定にかかわらず、当該請求書による請求を妨げない。この場合において、最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令第六十五条の十一第一項の規定により審査の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようとするときは、その旨を当該請求書に記載しなければならない。

附 則 (令和五年三月二四日総務省令第一九号)

(施行期日)
1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年三月二十七日)から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の在外選挙執行規則別記第五号様式の二の規定により作成された申出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則別記第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則別記第十号様式及び別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。

附 則 (令和六年一月一九日総務省令第三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第十一号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

第二条 この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則(以下「旧規則」という。)別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則(以下「新規則」という。)別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

2 この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。

別記 第一号様式 (在外選挙人名簿等の様式) (第一条 関係)

Table with columns for registration type (e.g., 選挙人名簿, 在外選挙人名簿), date, and status. Includes a legend for registration status (e.g., 選挙人名簿に登録済, 選挙人名簿に登録中).

1 「選挙人名簿又は申請書に於ける本欄」欄は、当該選挙人が選挙人名簿において登録される場合は「登録済」、否、申請中の本欄に於いて登録される場合は「申請中」のいずれかで記載する。選挙人名簿又は申請書が本欄に記載されていない場合は「登録済」の欄に記入しない。
2 「在外」欄は、在外選挙人名簿に登録されている場合は「在外」の欄に記入し、そのほかの欄に記入しない。
3 「在外」欄に「在外」の欄に記入し、そのほかの欄に記入しない。
4 「在外」欄に「在外」の欄に記入し、そのほかの欄に記入しない。

19	提出者の氏名 氏名 住所 電話番号	提出者の氏名 氏名 住所 電話番号	提出者の氏名 氏名 住所 電話番号
20	提出者の職名 職名	提出者の職名 職名	提出者の職名 職名
21	提出者の所属 所属	提出者の所属 所属	提出者の所属 所属

備考
1 この様式は、当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出する必要がある。提出後、当該条例の施行期日の前日までに提出された場合は、当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出されたものとみなす。提出後、当該条例の施行期日の前日までに提出された場合は、当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出されたものとみなす。

その三
候補者名簿の提出に関する申請書
年 月 日
候補者名簿の提出に関する申請書
提出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出する必要がある。提出後、当該条例の施行期日の前日までに提出された場合は、当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出されたものとみなす。

氏 名	住 所

その四
承認書に関する申請書
年 月 日
承認書に関する申請書
提出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出する必要がある。提出後、当該条例の施行期日の前日までに提出された場合は、当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出されたものとみなす。

1	提出者の氏名	
2	提出者の代表者の氏名	
3	提出者の氏名	
4	提出者の氏名	
5	提出者の氏名	
6	提出者の氏名	
7	提出者の氏名	

第二号様式の三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申請書の様式）（第二条の二関係）

第三号様式の三（政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申請書の様式）（第二条の二関係）

在外選挙人名簿抄本閲覧申請書（調査研究）
年 月 日
提出者 氏 名 (印)
住 所
(電話番号)

当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出する必要がある。提出後、当該条例の施行期日の前日までに提出された場合は、当該条例の規定に基づき、当該条例の施行期日の前日までに提出されたものとみなす。

1	提出者の氏名	
2	提出者の代表者の氏名	
3	提出者の氏名	
4	提出者の氏名	
5	提出者の氏名	
6	提出者の氏名	
7	提出者の氏名	

選挙の種別(欄別)	投票用紙を交付した年月日	投票用紙を交付した有無(欄別)

第七号様式 (在外選挙人証記載事項変更届出書の様式) (第九条関係)

第七号様式(在外選挙人証記載事項変更届出書の様式)(第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出書の様式

公職選挙法施行令第26条第2項の所定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったときを下記のとおり届出ます。

選挙区別(欄別) (記入欄別)

選挙区別	選挙区別
氏名	氏名
生年月日	生年月日
性別	性別
国籍	国籍
住所	住所
投票用紙を交付した年月日	投票用紙を交付した年月日
届出の理由(欄別)	届出の理由(欄別)

届出の理由(欄別)

- 1 選挙区別の変更
 - 選挙区別の変更(選挙区)の届出(欄別)
 - 選挙区別の変更(選挙区)の届出(欄別)
- 2 氏名の変更
 - 氏名の変更(欄別)
 - 氏名の変更(欄別)
- 3 生年月日の変更
 - 生年月日の変更(欄別)
 - 生年月日の変更(欄別)
- 4 性別の変更
 - 性別の変更(欄別)
 - 性別の変更(欄別)
- 5 国籍の変更
 - 国籍の変更(欄別)
 - 国籍の変更(欄別)
- 6 住所の変更
 - 住所の変更(欄別)
 - 住所の変更(欄別)
- 7 投票用紙を交付した年月日の変更
 - 投票用紙を交付した年月日の変更(欄別)
 - 投票用紙を交付した年月日の変更(欄別)

第八号様式 (領事官の付す書類の様式) (第九条関係)

1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名(氏名変更した場合は氏名)を正確に記してください。

2 「生年月日」欄には、必ず併記してください。

3 「国籍」欄には、現在の国籍を正確に記載してください。

4 「住所」欄には、現在の住所を正確に記載してください。

5 「投票用紙を交付した年月日」欄には、選挙権を行使した年月日を正確に記載してください。

6 「届出の理由」欄には、届出の理由を正確に記載してください。

7 「選挙区別の変更」欄には、選挙区別の名称を正確に記載してください。

8 「氏名の変更」欄には、氏名変更の理由を正確に記載してください。

9 「生年月日の変更」欄には、生年月日変更の理由を正確に記載してください。

10 「性別の変更」欄には、性別変更の理由を正確に記載してください。

11 「国籍の変更」欄には、国籍変更の理由を正確に記載してください。

12 「住所の変更」欄には、住所変更の理由を正確に記載してください。

13 「投票用紙を交付した年月日の変更」欄には、投票用紙を交付した年月日変更の理由を正確に記載してください。

第八号様式(領事官の付す書類の様式)(第九条関係)

在外選挙人証記載事項変更届出に係る書類

届出事項	届出先	届出先(欄別)

届出事項

- 1 選挙区別の変更について
- 2 氏名の変更について
- 3 生年月日の変更について
- 4 性別の変更について
- 5 国籍の変更について
- 6 住所の変更について
- 7 投票用紙を交付した年月日の変更について

届出先

- 1 選挙区別の変更(選挙区)の届出(欄別)
- 2 氏名の変更(欄別)
- 3 生年月日の変更(欄別)
- 4 性別の変更(欄別)
- 5 国籍の変更(欄別)
- 6 住所の変更(欄別)
- 7 投票用紙を交付した年月日の変更(欄別)

12 届出事項の届出先について(欄別) 欄の「○」その他は、在留票の交付で在留票が有効な場合、在留票が有効な場合の届出先を正確に記載してください。投票用紙を交付した年月日の変更の届出は、投票用紙を交付した年月日に変更した投票用紙を提出し、票を記載しなければなりません。

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

在外選挙人証再交付申請書（確認事項変更後印刷）

確認事項変更後印刷

氏名 氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

在外選挙人証再交付申請書（確認事項変更前印刷）

確認事項変更前印刷

氏名 氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

在外選挙人証再交付申請書（確認事項変更前印刷）

確認事項変更前印刷

氏名 氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

氏名フリガナ

生年月日

性別

第十号様式（在外選挙人証等受渡簿の様式）（第十三条関係）

第十号様式（在外選挙人証等受渡簿の様式）（第十三条関係）

在外選挙人証等受渡簿の様式	氏名	生年月日	性別	国籍	備考
申請書					
領事官の付す書類					
申請書					
領事官の付す書類					
申請書					
領事官の付す書類					
申請書					
領事官の付す書類					

1 「在外選挙人証等受渡簿の様式」欄は、在外選挙人証等受渡簿が交付された場合にあっては、当該受渡簿の様式を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

2 申請書の欄は、申請書の欄に於いて申請書の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

3 「性別」欄及び「国籍」欄は、申請書の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

4 「国籍」欄は、申請書の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

5 「申請書」欄は、在外選挙人証等受渡簿の様式に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

6 「領事官の付す書類」欄は、領事官の付す書類の様式に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

7 「交付された氏名」欄は、申請書の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名の欄に記載された氏名を記載する欄を記載し、空白に記入しない。

- の届出があった場合その他以下の任意表示があった場合に、取次書の届出及び当選届出があった年月日を記載しなければならない。
- 「選挙事務進行」欄は、選挙事務進行の経過を時系列で記述した年月日を記載しなければならない。ただし、選挙事務の進行の状況による変更の場合作は、当該欄で記載する。
- 「選挙」欄は、在外選挙人は記載された選挙年月日を記載しなければならない。
- 「在外選挙人証の交付」欄は、選挙事務の進行の経過を時系列で記述した年月日を記載し、かつ在外選挙人証に記録した年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 「在外選挙人証の交付」欄は、交付の状況に応じて、選挙事務の進行の経過を時系列で記述した年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 「登録された方の場合」欄は、在外選挙人証に記録された年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 「住所」欄は、選挙事務の進行に応じて、住所の届出及びその年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 「備考」欄には、記載事項の補足の記載により記載する。記載事項に属する事項に該当する年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。

第十一号様式（在外選挙人証交付記録簿の様式）
（第十五条関係）

在外選挙人証の交付記録簿の様式（第十五条関係）	性別	選挙地区	備考
在外選挙人証の交付記録簿の様式	性別	選挙地区	備考
年月日	性別	選挙地区	備考
年月日	性別	選挙地区	備考
年月日	性別	選挙地区	備考
年月日	性別	選挙地区	備考
年月日	性別	選挙地区	備考

- 1 在外選挙人証に記録されている者についてのみ記載し、記録された年月日については記載しなければならない。
- 2 「性別」欄及び「選挙地区」欄は、選挙事務の進行の経過を時系列で記述した年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 3 備考の欄には、記載事項の補足の記載により記載する。記載事項に属する事項に該当する年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。

在外選挙人証の交付記録簿の様式	備考
在外選挙人証の交付記録簿の様式	備考
年月日	備考
年月日	備考
年月日	備考
年月日	備考
年月日	備考

- 4 備考の欄には、記載事項の補足の記載により記載する。記載事項に属する事項に該当する年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 5 在外選挙人証の交付記録簿は、年月日毎において在外選挙人証を受領した者について記載したものである。

第十一号様式の二（在外選挙人証交付記録簿の様式）
（第十五条の二関係）

在外選挙人証交付記録簿の様式（第十五条の二関係）

在外選挙人証交付記録簿の様式

在外選挙人証交付記録簿の様式

在外選挙人証交付記録簿の様式

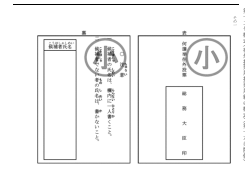
在外選挙人証交付記録簿の様式

- 1 在外選挙人証に記録されている者についてのみ記載し、記録された年月日については記載しなければならない。
- 2 「性別」欄及び「選挙地区」欄は、選挙事務の進行の経過を時系列で記述した年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 3 備考の欄には、記載事項の補足の記載により記載する。記載事項に属する事項に該当する年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。

在外選挙人証交付記録簿の様式	備考
在外選挙人証交付記録簿の様式	備考
年月日	備考
年月日	備考
年月日	備考
年月日	備考
年月日	備考

- 4 備考の欄には、記載事項の補足の記載により記載する。記載事項に属する事項に該当する年月日を記載し、かつその年月日を記載し、かつその年月日を記載しなければならない。
- 5 在外選挙人証の交付記録簿は、年月日毎において在外選挙人証を受領した者について記載したものである。

第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）
（第十六条関係）



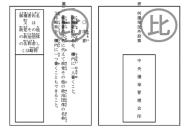
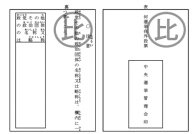
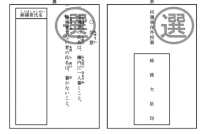


圖 1 顯示在 1 且 2 圖中，當磁鐵靠近時，磁鐵的磁場會與電機磁場相互作用，導致磁鐵被吸引。當磁鐵靠近時，磁鐵的磁場會與電機磁場相互作用，導致磁鐵被吸引。當磁鐵靠近時，磁鐵的磁場會與電機磁場相互作用，導致磁鐵被吸引。

第十三号様式（令第六十五条の三第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第十七条関係）

第十三号様式(在外投票用封筒の様式) (令第六十五条の三第一項の規定による在外投票用封筒の様式) (第十七条関係)

封筒の表

封筒の裏

封筒の底

封筒の口

- 備考
- この様式は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議が選挙の選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 本様式は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議が選挙の選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。

第十四号様式（令第六十五条の十一第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第十七条関係）

第十四号様式(在外投票用封筒の様式) (令第六十五条の十一第一項の規定による在外投票用封筒の様式) (第十七条関係)

封筒の表

封筒の裏

封筒の底

封筒の口

- 備考
- この様式は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議が選挙の選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 本様式は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議が選挙の選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。

第十四号様式(在外投票用封筒の様式) (令第六十五条の十一第一項の規定による在外投票用封筒の様式) (第十七条関係)

封筒の表

封筒の裏

封筒の底

封筒の口

- 備考
- この様式は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議が選挙の選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 本様式は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議が選挙の選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。
 - 在外投票の票は、衆議院の特別決議及び参議院の特別決議による選挙権を制限してある場合に適用される。

第十五号様式（令第六十五條の三第一項及び第六十五條の十一第一項の規定による投票用紙等請求書の様式）（第十八条関係）

投資用紙等請求書
(在外公館等における在外投票)

公職選挙法第四十條の二項の規定で「最高裁判所長官及び最高検察官並びにこれ以外の判事」となるべき在外公館長官(以下「在外公館長官」という)の職責に、次の事項又は記事において、在外投票を行うに付、公職選挙法第四十條の二項の第一項(最高裁判所長官及び最高検察官並びにこれ以外の判事)となるべき在外公館長官(以下「在外公館長官」という)の職責に、以上の事項又は記事の1.の規定により投票用紙及び投票用紙の交付を請求します。

(投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区)

衆議院選挙区選出議員選挙
 参議院選挙区選出議員選挙
 衆議院比例区選出議員選挙
 参議院比例区選出議員選挙

年 月 日	
氏 名	
住 居	

在外公館長官 在外公館長官の長 在外公館長官の長(在外公館長官) 氏 名

投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区

- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区
- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区
- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区
- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区

選挙用紙等請求書(投票用紙等請求書)の様式(第十八条関係)

投資用紙等請求書
(郵便等による在外投票)

公職選挙法第四十條の二項の規定で「最高裁判所長官及び最高検察官並びにこれ以外の判事」となるべき在外公館長官(以下「在外公館長官」という)の職責に、次の事項又は記事において、在外投票を行うに付、公職選挙法第四十條の二項の第一項(最高裁判所長官及び最高検察官並びにこれ以外の判事)となるべき在外公館長官(以下「在外公館長官」という)の職責に、以上の事項又は記事の1.の規定により投票用紙及び投票用紙の交付を請求します。

(投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区)

衆議院選挙区選出議員選挙
 参議院選挙区選出議員選挙
 衆議院比例区選出議員選挙
 参議院比例区選出議員選挙

年 月 日	
氏 名	
住 居	

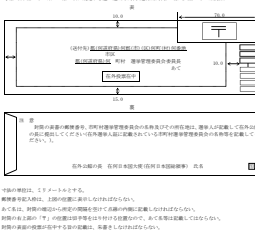
在外公館長官 在外公館長官の長 在外公館長官の長(在外公館長官) 氏 名

投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区

- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区
- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区
- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区
- 投票用紙等請求書とする選挙又は選挙区又は選挙区

選挙用紙等請求書(投票用紙等請求書)の様式(第十八条関係)

第十六号様式（令第六十五條の七第一項に規定する他の適当な封筒（送付用封筒）の様式）（第二十一条関係）



- 投票用紙等請求書、その封筒を封入する。
- 投票用紙等請求書、封筒の裏面に記入する。
- 投票用紙等請求書、封筒の裏面に記入する。
- 投票用紙等請求書、封筒の裏面に記入する。
- 投票用紙等請求書、封筒の裏面に記入する。
- 投票用紙等請求書、封筒の裏面に記入する。

第十七号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第二十二條関係）

第十七号様式(在外公館等における在外投票に関する調書)(第二十二條関係)

在外公館長官 在外公館長官(在外公館長官) 氏 名

区 分	年 月 日	氏 名	住 居
1. 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙	(イ)	投票用紙等請求書	投票用紙等請求書
2. 公職選挙法第四十條の二項の規定による申請により投票用紙等請求書が交付された者	(ウ)	投票用紙等請求書	投票用紙等請求書
3. 投票用紙等請求書が交付された者	ア	投票用紙等請求書	投票用紙等請求書
4. 公職選挙法第四十條の二項の規定による申請により投票用紙等請求書が交付された者	イ	投票用紙等請求書	投票用紙等請求書
5. 投票用紙等請求書が交付された者	(オ～カ)	投票用紙等請求書	投票用紙等請求書
6. 投票用紙等請求書が交付された者	(ク～ケ)	投票用紙等請求書	投票用紙等請求書

年 月 日 投票用紙等請求書 投票用紙等請求書

- 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙
- 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙
- 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙
- 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙
- 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙
- 投票用紙等請求書が交付された投票用紙及び投票用紙

